

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	44	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	52 の 7-3 (1)	許認可等の 内容	小組合の合併の認可
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律					
(合併)					
第五十二条の七 小組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。					
2 小組合の合併については、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定を準用する。					
3 合併は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
4 前項の認可については、第二十四条第二項(第二号を除く。)の規定を準用する。					
(設立の認可)					
第二十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。					
2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。					
一 第五条各号の要件を備えていること。					
二 第二十二条第二項に規定する設立要件を備えていること。					
三 設立の手續及び定款の内容が法令に違反していないこと。					
四 出資組合にあつては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。					
(原則)					
第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。					
一 営利を目的としないこと。					
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。					
三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。					

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	44	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	52 の 7-3 (2)	許認可等の 内容	小組合の合併の認可
<p>第五十二条の八 合併によつて小組合を設立するには、各小組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。</p> <p>3 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十七条の規定を準用する。</p> <p>4 第一項の規定による役員を選任については、第二十九条第四項本文の規定を準用する。</p> <p>(特別の議決)</p> <p>第四十七条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>一 定款の変更</p> <p>二 適正化規程の設定、変更又は廃止</p> <p>三 解散</p> <p>四 組合員の除名</p> <p>(役員)</p> <p>第二十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。</p> <p>2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。</p> <p>3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。</p> <p>4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。</p>					